

あいとぴあレインボープラン
狛江市第4次地域福祉計画
進捗管理

令和3年度報告書（案）

目次

| | | |
|-----|-------------|----|
| 序章 | はじめに | 3 |
| 1 | 進捗管理 | 4 |
| 2 | 本報告書の構成 | 4 |
| 3 | 進捗評価の方法 | 4 |
| 4 | 進捗評価の流れ | 7 |
| 第1章 | 進捗管理シート | 9 |
| 第2章 | 委員会からの意見シート | 23 |

序章 はじめに

1 進捗管理

市では、令和2年3月にあいとぴあレインボープラン（狛江市第4次地域福祉計画）（以下「本計画」という。）を見直し、「みんなで支え合いともに暮らすまち～あいとぴあ狛江～」を基本理念とし、この基本理念を踏まえた3つの基本目標を設定いたしました。

そこで、本計画の実効性を担保し着実な進展を図るため、前年度の取組状況について、狛江市福祉基本条例第26条第1項の規定により設置された狛江市市民福祉推進委員会、本計画の進捗状況の把握や評価を行うこととします。

2 本報告書の構成

（1）進捗管理シート

市職員が計画に位置付けられた施策及び事業を着実に実施するとともに、当該年度における実施状況及び課題を市民に分かりやすく説明するため、重点施策に係る事業のうち新規及び拡充し実施する事業について、当該年度に実施したことを「Do（実行）」の欄に、当該事業の実施結果を踏まえた重点施策の評価を3（2）で示す基準に従い「Check（評価）」の欄に、（2）で記載した課題を踏まえた当該事業の改善点を「Act（事業を実施するに当たっての課題及び改善点）」の欄に記載します。

（2）委員会からの意見シート

（1）の進捗管理シートを踏まえて、狛江市市民福祉推進委員会からいただいたご意見を「委員会からの意見」の欄に記載し、次年度の施策の実施に反映させてまいります。

3 進捗評価の方法

平成26年7月に、市が策定している計画の評価基準を4段階に統一し、取組の強化を図るべき評価の目安が示されたことを踏まえ、狛江市市民福祉推進委員会での議論、検討を行い、下記のとおり評価基準とします。

（1）評価方法

施策の方向性ごとに4段階で評価します。

(2) 評価基準

| 評価基準 | 評価指標 |
|-------------------|--|
| A (進捗している) | 当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の70%以上を達成できた |
| B (現状維持) | 当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の40%以上70%未満を達成できた |
| C (あまり進捗していない) | 当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の20%以上40%未満を達成できた |
| D (全く進捗していない) | 当該施策に係る事業の当該年度までの年次目標の0%以上20%未満を達成できた |

具体的な施策の評価方法は次のとおりです。

【例①】施策1に係る4つの事業の令和3(2021)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

| | | 令和3年度の年次目標の達成状況 | | |
|-----|-----|-----------------|-------------|-------------|
| | | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 |
| 施策1 | 事業a | 達成 | 達成 | - |
| | 事業b | 未達成 | - | - |
| | 事業c | 未達成 | - | - |
| | 事業d | 達成 | - | - |

この場合、事業aについては、令和4(2022)年度まで年次目標までの前倒しで達成していますが、この点は評価に入れません。事業aから事業dまでの令和3(2021)年度の達成率は2/4で50%となりますので、評価はBとなります。

【例②】その後、施策1に係る4つの事業の令和4(2022)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

| | | 令和4年度の年次目標の達成状況 | | |
|-----|-----|-----------------|-------------|-------------|
| | | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 |
| 施策1 | 事業a | 達成 | 達成 | - |
| | 事業b | 未達成 | 達成 | - |
| | 事業c | 未達成 | 未達成 | - |
| | 事業d | 達成 | 達成 | - |

この場合、令和4(2022)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及び事業dの年次目標が単年度の年次目標であり、次年度に遡って実施できない年次目標の場合には、令和3(2021)年度の年次目標の達成状況は評価から外します。

その結果、事業aから事業dまでの令和4(2022)年度までの達成率は4/6で66.6%となりますので、評価はBとなります。

【例③】その後、施策1に係る4つの事業の令和5(2023)年度の年次目標の達成状況が次のとおりであった場合

| | | 令和5年度の年次目標の達成状況 | | |
|-----|-----|-----------------|-------------|-------------|
| | | 令和3(2021)年度 | 令和4(2022)年度 | 令和5(2023)年度 |
| 施策1 | 事業a | 達成 | 達成 | 達成 |
| | 事業b | 未達成 | 達成 | 達成 |
| | 事業c | 達成 | 達成 | 達成 |
| | 事業d | 達成 | 達成 | 未達成 |

この場合、令和5(2023)年度までの年次目標を評価しますので、令和3(2021)年度及び令和4(2022)の年次目標の達成状況も含め評価します。

ただし、事業b及びdの評価については、例②の場合と同様です。なお、事業cについては令和5(2023)年度に令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度の年次目標も達成できましたので、その点も評価に加えます。

その結果、事業aから事業dまでの令和5(2023)年度までの達成率は7/8で87.5%となりますので、評価はAとなります。

4 進捗評価の流れ

令和3年度の地域福祉計画の進捗管理は、次表のとおり市民福祉推進委員会委員会において進捗評価を審議し、確定いたしました。

| 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|------------|---|----------------|---|---|----------------|------------------|---|----|------|---|------|---|
| | | 市民福祉推進委 員会① | | | 市民福祉推進委 員会② | 庁議 報告書 を報告 | 報告書を 踏まえた 予算要求 報告書を HPに公開 | | 予算編成 | | 予算審議 | |
| 担当課による自己評価 | | 報告書(案)を審議 | | | 報告書(案)を確定 | | | | | | | |

第1章 進捗管理シート

| 基本 目標 | 施策 | | Plan | 担当課 ² | 頁 ³ | 指標 | Do (実行) | Check (評価) | Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点) |
|----------|-------------------------------|---|---|------------------|------------------|----|--|---------------|--|
| | 大 | 小 | (主な事業内容(令和3年度)) | | | | | | |
| 1 | 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり | | | | | | | | |
| | (1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築 | | | | | | | | |
| | ① | | 【拡充】複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。 | | | | | A | |
| | | a | 重層的支援体制整備事業の実施に向けて、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連携して複雑化・複合化した課題を解決するための包括的相談支援体制を整備します。 | 福 ⁴ | 58 126 220 | - | 重層的支援体制整備事業実施に向けた庁内関係部署、関係機関等との調整並びに地域共生社会推進会議及び市民福祉推進委員会での検討を行った。 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえた福祉基本条例の一部改正を行った。 | | 関係機関等との情報共有等を進めるため、重層的支援体制整備事業実施マニュアルを作成し、周知徹底を図る等、事業が円滑に実施されるようにしていく。 引き続き、市民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制の構築を進める。 |

² 「担当課」欄に複数課が記載されている場合は、黒背景白字が「主担当」、白背景黒字が「主担当以外の関係部署」とする。複数課を記載する場合の順序は、狛江市組織規則（平成20年規則第3号）別表第1の順序とする。

³ 「頁」欄の白背景黒字が「あいとぴあレインボープラン」の参照頁、黒背景白字が「第2期 こまえ子ども・若者応援プラン」の参照頁とする。

⁴ 福…福祉政策課

| 基本 目標 | 施策 | | Plan (主な事業内容(令和3年度)) | 担当課 | 頁 | 指標 | Do (実行) | Check (評価) | Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点) |
|----------|----------------------------|--|-------------------------|--------------------------------|---|---|------------|---|-------------------------------|
| | 大 | 小 | | | | | | | |
| 1 | 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり | | | | | | | | |
| | (2) 新しい支援体制を支える環境整備 | | | | | | | | |
| | ① | 【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。 | | | | | | A | |
| | a | 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。 | 福祉 | 60 125 129 130 215 | - | 認知症予防講座の卒業生で組織されている市内3つの「絵本よみきかせ団体」の実践活動の場としてこまえくぼ1234のフリースペース利用を積極的に働きかけ、年15回の市民との交流が実施された。 こまえくぼ1234で、オンラインを活用した手話体験、点字体験を市民(小学生～大人)対象に実施した。新しい広報紙と屋外掲示、コマラジを活用してボランティア・市民活動に関する情報を発信した。 | | 様々な団体等と調整を行い、地域での新しい活動の場や機会を確保する。 引き続き、市民が気軽に取り組める活動の実施及び情報の発信をし、福祉の担い手となる人材を確保する。 | |

| 基本 目標 | 施策 | | Plan (主な事業内容(令和3年度)) | 担当課 | 頁 | 指標 | Do (実行) | Check (評価) | Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点) |
|----------|----------------------------|--|-------------------------|--------------------------------|---|---|------------|--|-------------------------------|
| | 大 | 小 | | | | | | | |
| 1 | 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり | | | | | | | | |
| | (2) 新しい支援体制を支える環境整備 | | | | | | | | |
| | ① | 【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。 | | | | | | | |
| | a | 福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。 | 福 | 60 125 129 130 215 | - | 13名が福祉カレッジを受講し、全員が修了した。新たに「まちづくり活動でやってみたい企画のチラシづくり」のワークを加え、全受講生に具体的な企画をプレゼンしていただいた。講座後は笑顔サービス協力会員やあんしん狛江の支援員、福祉有償運送、町会等の地域活動等を始めた方もいた。修了生向けの企画としてオンラインと会場のハイブリッドで「外国人への支援」をテーマとした講座を開催した。 | | 修了後の地域活動の参加については一定の成果があった。今後は日常生活の中で、地域の困りごとを見つけ、対象者への声かけ、キャッチした内容をコミュニティーソーシャルワーカー(CSW)や専門機関等へつなぐ仕組みについて検討していく。また、全ての日常生活圏域で福祉の担い手として、福祉カレッジ修了生を軸に福祉のまちづくり委員会を組織していく。 | |

| 基本 目標 | 施策 | | Plan (主な事業内容(令和3年度)) | 担当課 | 頁 | 指標 | Do (実行) | Check (評価) | Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点) |
|----------|----------------------------|--|-------------------------|-------------------------|---|--|------------|---|-------------------------------|
| | 大 | 小 | | | | | | | |
| 1 | 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり | | | | | | | | |
| | (2) 新しい支援体制を支える環境整備 | | | | | | | | |
| | ② | 【拡充】コーディネーター人材を確保し、コーディネーター機能の強化を図ります。 | | | | | | A | |
| | a | 生活支援コーディネーターを中心に地域資源を発掘し、ネットワーク化を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築を進めるコミュニティソーシャルワーカーを配置して、地域へ効果的な支援を行います。日常生活圏域(3圏域)ごとに、地域の課題を持ち寄り、課題を共有し、その解決に向けて動き出す福祉のまちづくり委員会の設置を検討します。 | 福 | 61 127 135 221 | - | こまえ苑エリアでは令和3年8月から、あいとびエリアとこまえ正吉苑エリアでは令和4年1月から福祉のまちづくり委員会を組織し、定例的に地域課題の討議を行っている。こまえ苑エリアでは「防災スマホ教室」の自主開催をし、2日間で延べ59名が参加した。 | | 福祉のまちづくり委員会では、今後各エリアの地域アセスメントを計画的に行い、課題分析を実施する。また、住民懇談会も開催し、委員以外の視点を含めた課題把握をしていく。 | |

| 基本 目標 | 施策 | | Plan (主な事業内容(令和3年度)) | 担当課 | 頁 | 指標 | Do (実行) | Check (評価) | Act (事業を実施するに当たっての課題及び改善点) |
|----------------------------|----|--|-------------------------|-----|---|---|------------|--|-------------------------------|
| | 大 | 小 | | | | | | | |
| 2 ともに生きる豊かな地域づくり | | | | | | | | | |
| (3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援 | | | | | | | | | |
| | ① | 【拡充】地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について取り組みます。 | | | | | | B | |
| | a | 地域づくりにおける官民協働を促進するため、ソーシャル・ビジネスの担い手となる人材を育成するとともに、市民等が主体的に地域生活課題を解決するための財源確保の手法としてクラウドファンディング等の民間財源の確保に向けた支援を引き続き行います。 | 福 | 72 | - | <p>創業セミナーは37名が受講し、全5講座の創業スクールは13名が修了された。</p> <p>民間財団の補助金制度などを市内活動団体に情報提供する等、財源確保支援を実施した。</p> <p>民間財源の確保に向けた支援の検討を行った。</p> | | <p>今後も人材育成を進めていく。</p> <p>民間財源の調査や情報共有を市内活動団体と行い、財源確保に努める。</p> <p>引き続き、クラウドファンディング等の民間財源の確保に向けた支援を検討していく。</p> | |

| 基本 目標 | 施策 | | Plan | 担当課 | 頁 | 指標 | Do | Check | Act | |
|----------|-----------------|---|-----------------|------------------|---|---|------|--|------------------------|--|
| | 大 | 小 | (主な事業内容(令和3年度)) | | | | (実行) | (評価) | (事業を実施するに当たっての課題及び改善点) | |
| 3 | 安心・安全に暮らせるまちづくり | | | | | | | | | |
| | (1) 防災・防犯体制の充実 | | | | | | | | | |
| | ② | 【拡充】災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。 | | | | | D | | | |
| | b | 災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)の改正及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改定を受けて、福祉避難所の確保、運営体制等について必要な見直しを行います。 | 福 | 75 136 226 | - | ガイドラインの改定内容を踏まえ、狛江市内の福祉・医療関係団体関係者にご協力いただきながら狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプランの改定について検討を行ったが、狛江市避難行動要支援者避難支援連絡協議会(以下「協議会」という。)における協議には至らなかった。 | | 協議会における協議結果を踏まえ、狛江市避難行動要支援者支援及び福祉避難所設置・運営に関するプラン改訂を行う。 | | |

第2章 委員会からの意見シート

| 基本 目標 | 施策 | | 委員会からの意見 |
|----------|-------------------------------|--|---|
| | 大 | 小 | |
| 1 | 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり | | |
| | (1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築 | | |
| | ① | 【拡充】複雑化・複合化した課題に対応できる包括的な切れ目のない相談支援体制の整備を進めます。 | <p>・重層的支援体制の整備に向けた市の積極的な取組みは大変評価できる。これからは、この事業の仕組みや利用の仕方等を生活課題を抱える市民に向けて分かりやすく周知し、誰もが利用しやすい仕組みとする工夫が必要である。</p> <p>・重層的支援体制整備事業は、市役所内だけでなく、複数の関係機関が関わることとなる事業のため、マニュアルを作成し共通理解を図ることは重要である。マニュアルの作成に当たっては進捗管理評価にも活用できるような分かりやすいものを作成し、委員にも配布していただきたい。</p> <p>・地域共生社会の実現のために、いち早く市条例を改正した点は評価できる。</p> |
| | (2) 新しい支援体制を支える環境整備 | | |
| | ① | 【拡充】福祉の担い手となる人材を確保し、育成・養成するための研修等を強化します。 | <p>・福祉の担い手となる市民の確保・要請には、地域福祉への市民全体への一層の認識の進化が欠かせない。そうした意味で、福祉の担い手となる人材確保のための講座や、研修の機会を増やすとともに、年に2回程度は市民を広く対象とした地域福祉講演会や勉強会、市民懇談会などの開催も大切ではないだろうか。このような選択肢を増やすことで、更に興味を持ち、気軽に参加してみようと思う市民も増えていくのではないかと。</p> <p>・講座を通しての人材育成と活動場所の開拓は、バランスよく実施するようお願いしたい。どちらかが先行しないよう、関係機関間の事前調整を実施して欲しい。</p> <p>・本計画において「福祉の担い手」をどのように捉えるのか再考を要すると思われる。「交流」や「体験」が福祉に触れる第一歩であることは間違いないが、「見守り合い」や「支え合い」等の具体的な活動を伴って初めて、市民を「福祉の担い手」と呼びうるのではないだろうか。「気軽さ」から一歩踏み込み、福祉の担い手としての具体的な活動に取り組む市民を育成するための工夫が、本施策で求められているのだと考える。</p> |

| 基本 目標 | 施策 | | 委員会からの意見 |
|----------|-------------------------------|--|--|
| | 大 | 小 | |
| 1 | 多様な地域生活課題に応える包括的な支援の仕組みづくり | | |
| | (1) 新しい包括的な相談支援・サービス提供システムの構築 | | |
| | ② | 【拡充】コーディネーター人材を確保し、コーディネーター機能の強化を図ります。 | <p>・「各エリアの地域診断」という言い方は、会議の時に委員長も言われていたように、「各エリアの地域アセスメント」というべきである。地域の欠点を「診断」するのではなく、そのエリアの強み、特徴、社会資源、課題などに「アセスメント」して体系的にまとめて「見える化」してこそ、コーディネーター機能の強化が図られるものとする。</p> <p>・福祉のまちづくり委員会の活動と合わせて、コーディネーターの技量アップのための方策も考えていく必要がある。</p> <p>・地域の困りごとをコミュニティーソーシャルワーカーへつなぐ仕組みづくりも大切だが、地域住民が地域づくりに自発的に関与したくなるような意識づくりも重要とする。</p> |

| 基本 目標 | 施策 | | 委員会からの意見 |
|----------|----------------------------|---|--|
| | 大 | 小 | |
| 2 | ともに生きる豊かな地域づくり | | |
| | (3) 市民主体による地域生活課題の解決力強化の支援 | | |
| | ① | <p>【拡充】地域づくりを進めるための人材育成と民間資源の確保の支援について取り組みます。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・今後の委員会で、創業スクールを終了された13名の方のその後や、アフターケアについての報告をお願いしたい。また、支援の検討の内容や結果についても報告をお願いしたい。 ・創業セミナー、創業スクールについては、福祉分野に特化した講座の開講も検討の余地があるのではないか。 ・市民活動団体への働きかけも重要であるが、対象が限られるため、新たな関係者を増やす取組みを重視していただきたい。 ・一時的な情報提供だけでなく、ソーシャル・ビジネスに取り組む人材への伴走的な支援が可能となるよう、担当課と市民活動支援センター等との連携や役割分担が求められる。 ・民間財源の確保に向けた支援については、既にクラウドファンディングの研修も全国的には実施されており、単に「支援を検討して行く」だけではなく、その手法を学ぶことのできる研修への参加に向けて情報提供と研修費用助成などを具体化すべきである。 ・営利追求型ではない、福祉分野のソーシャル・ビジネスの持続的な財源確保には、事業収入、官民の補助金、市民の寄付金等、収入源の複層化が必要であると考えられる。本施策においても、民間財源の情報収集と情報提供にとどまらず、地域密着型のビジネスが事業収入を得やすい地域循環型経済の仕組みづくり、市民の寄附文化の醸成等も課題として把握されることが望ましい。 |

| 基本 目標 | 施策 | | 委員会からの意見 |
|----------|-----------------|------------------------------|--|
| | 大 | 小 | |
| 3 | 安心・安全に暮らせるまちづくり | | |
| | (1) 防災・防犯体制の充実 | | |
| | ② | 【拡充】災害時の福祉避難所の円滑な運営体制を整備します。 | <p>・毎年繰り返される異常気象による災害のみならず、首都直下型地震の被害想定も最近の研究成果で明らかになる中で、この課題は喫緊のものである。早急に「協議会」での協議を行っていただきたい。また、準備を含め直ぐに取り組めることがあるのであれば、見直しと同時進行で取り組んでいただきたい。</p> <p>・定期的な防災訓練への参加とプラン改定を並行して進めるのは大変なことだと認識している。訓練の振り返りをプラン改定に活かしていただきたい。</p> <p>・特に水害時の避難体制について、もう少し具体的に検討する必要がある。</p> <p>・地域の一般避難所と福祉避難所の連携について考える必要がある。</p> <p>・一級河川の多摩川に隣接してる狛江市は、氾濫時の浸水区域が広く、避難所へ避難する人数も相当数いるものと思われる。また、避難すべき区域に住む高齢者がどのような生活をされているのか把握できていない場合も見受けられる。町会の回覧板や町会費の集金があるものの、アパートや集合住宅に関しては町会に入っていない方も多く、お住まいの高齢者の実態を近隣住民が把握できる状態にない。令和元年東日本台風で、狛江第二中学校に避難したときも、町会で各家庭に声かけて避難を促したり、移動を補助する体制が取れておらず、障がいのある高齢者が、「トイレ等の日常生活も介助が必要なので、避難所へ行くと他の人に迷惑をかけるから」と家にとどまられた方もいらした。健常者がいち早く避難し、障がい者が自らの判断で避難をしない決断をされる状況をどうにかできないだろうかと思う。避難者を受け入れる箱ができて、立場の弱いものが避難できないのは問題である。そのための解決策として、地道な地域交流は不可欠だと思う。</p> |

刊行物番号〇〇〇-〇〇

あいとぴあレインボープラン
(狛江市第4次地域福祉計画)

進捗管理

令和4年度報告書

令和●年●月発行

発行 狛江市

編集 狛江市福祉保健部福祉政策課

〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号

電話 03-3430-1111 (代)

頒布価格

●円